

(報道発表資料)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



スマッピー・スマイル京都



健康長寿のまち・京都

令和6年5月15日
京都市保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課
電話 075-222-4420

京都市歯周疾患予防健診事業の対象年齢の拡大について ～20歳・30歳の歯科健診を開始します～

京都市では、成人期の歯を失う原因となる歯周病(歯周疾患)の予防・早期発見につなげるため、40歳以上の方のうち、節目年齢の方を対象に、歯科健診及び歯科保健指導を行う「歯周疾患予防健診」を実施しています。

この度、より若い頃からの歯科健診の機会を充実するため、本事業の対象年齢として、**20歳及び30歳の方も追加します。**

20歳・30歳代の約4割の方は、歯ぐきから出血するといった歯周病の症状が見られます(令和4年歯科疾患実態調査)。多くの方が罹患する歯周病ですが、初期段階では自覚症状が少なく、進行に気が付きにくいいため、特に若い頃からの予防と健診によるチェックが重要です。

歯と口の健康は若い頃からの積み重ねが大切であり、また、健康な歯は生涯の宝物となります。気になるところがある方もない方も、この機会に是非歯科健診を受けてみましょう。

1 変更内容

歯周疾患予防健診の対象年齢に満20歳及び30歳を追加

【現行】市内在住の満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

【変更後】市内在住の満20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

※各年齢は、健診実施日時点の満年齢(各年齢の誕生日から次の誕生日前日まで)

※費用負担は500円(免除の規定あり)

2 変更年月日

令和6年6月3日(月)

3 経過措置

健診実施日時点で満20歳・30歳の方が対象ですが、令和6年度に限り、令和6年4月1日時点で満20歳又は30歳の方については、令和7年3月31日まで本健診を受けていただけます(ただし、いずれも健診実施日時点で市内在住に限り).

4 事業の詳細

健診内容や実施場所、自己負担金などの事業の詳細については、下記URL又は右の二次元コードから御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000246515.html>

京都市情報館HP
歯周疾患予防健診



5 問合せ先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
健康長寿推進第三担当(TEL:075-222-4420)